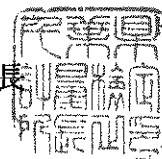


契

計 検 第 479 号
平成21年 7月16日

千葉県環境計量協会長 様

千葉県計量検定所長



計量法の遵守について（通知）

本県の計量行政につきましては、日ごろから特段の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県では、本年7月9日に県内の計量証明事業者が虚偽の「計量証明書」を交付していた事実を確認しました。

その原因は、他社からの依頼により、被計量物を実際には計量せずに「計量証明書」を作成し交付していたものです。

このことは、計量証明事業者として計量法の信頼性が損なわれ、計量証明事業制度の根幹を揺るがす重大な計量法令違反であり、誠に遺憾であります。

つきましては、貴協会会員におかれましても同様の計量法令違反の発生を防止するため、計量法第109条第二号の規定による計量士又は主任計量者が適正な計量管理を十分行うこと及び同法第110条第1項の規定による届出に係る事業規程を確実に実施すること等、計量法の遵守について指導及び周知の徹底を図られるよう通知します。